

1.1 障害者虐待の防止について

1.2 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

厚生労働省が平成24年に作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」)については、平成26年12月に改訂が行われている。

○ 改訂のポイント

1 主旨

平成25年度に発生した虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が続いていること、関連する制度が改正されたこと等を踏まえ改訂。

2 改訂のポイント

(1) 従来の内容の補足

- ① 虐待行為が刑事罰に該当する場合があること
 - ② 障害者福祉施設従事者が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待も含まれること
 - ③ 知的障害者福祉法及び身体障害者福祉法において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは正当な理由がない限り、障害者福祉施設等はこれを拒んではならないこと
- 等をマニュアル内に明記

(2) 虐待が起きた場合の対応について

- ① 通報義務が長期間にわたり果たされていない事案を踏まえ、通報義務について強調

- ② 行政の権限に基づく立ち入り調査等に対する虚偽答弁が、障害者総合支援法等の虚偽答弁の禁止規定と罰則規定の対象となることを明記

(3) 虐待防止のための体制整備の強化について

- ① やむを得ず、身体拘束を行う場合の記録が、基準省令上義務づけられていることを明記

また、平成26年11月25日に厚生労働省が公表した「平成25年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、障害者虐待防止を事業所内で積極的に推進すべき役割を担う管理者等が虐待を行っていた事案についても約2割となっている。

さらに、厚生労働省からこうした状況を受け、各都道府県に対し、都道府県が実施した研修の各事業所の管理者の受講状況の把握、都道府県が実施する研修の未受講の管理者に対する受講勧奨等を行うことが重点取組として周知され

ており、本県では平成26年10月に、各事業所の管理者の受講状況調査の緊急実施等を実施している。

各法人においては、未受講の管理者の都道府県実施研修への計画的な受講等について、ご配慮いただくようお願いする。

(2) 使用者による虐待の取扱いについて

厚生労働省から使用者による経済的虐待の判断の考え方については、平成27年4月から一部変更し、障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払い等の労働基準関係法令上問題のある事案を経済的虐待にあたるものとする。これに伴い、再度マニュアルを改訂し、HPに掲載すると連絡があったので、周知する。